

加東市インターネット公有財産および物品の売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「加東市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、加東市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび加東市における入札、契約などにかかわる諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに加東市の指示に従い、加東市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、加東市に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、「本ガイドライン」第 1 章の 1 公有財産売却の参加条件(1)～(10)に掲げる参加できない者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、参加申込みした入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として加東市に不相当と認めるような行為をすること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為を成し、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 3 私は、加東市の公有財産売却にかかわる本ガイドライン、入札公告および売買契約書の各条項を熟覧し、並びに加東市の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ、参加しますので、後日これらの事柄について加東市に対し一切異議、苦情などは申しません。

加東市インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1章 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却に参加することができません)

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項に該当すると認められる方（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない方などが該当します）

(参考 地方自治法施行令（抄）)

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年加東市条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員および同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者

- (3) 売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする方
- (4) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）で定める破壊的団体および当該団体の役員または構成員
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員または構成員
- (6) 兵庫県内の地方公共団体から入札参加資格制限を受けている期間中の者
- (7) インターネット入札にかかわる物件に関する事務に従事する者
- (8) 日本語を完全に理解できない方
- (9) 加東市が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、また順守できない方
- (10) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）などの規定にのっとり加東市が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当するとみなされ、一定期間加東市が実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方（以下「参加者」といいます）は入札保証金を納付してください。入札保証金の納付方法は、「クレジットカードによる納付」または「銀行振込による納付」のいずれかとなっています。
- (4) 公有財産売却の売却システム（以下「売却システム」といいます）は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。参加者は、あらかじめ売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面や加東市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、売却物件の法令上の規制などの具体的内容については、各自で関係機関に確認してください。

- (5) 参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面から公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

イ 参加申込み（本申込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面から仮申込みを行った後、加東市のホームページから「一般競争入札参加申込書（インターネット入札）兼入札保証金返還請求書（以下「申込書」といいます）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、以下の書類を添付のうえ、加東市に送付し、または持参してください。（郵送の場合は申込締切日必着）

- ・個人の場合 住民票の写し、印鑑登録証明書の写し、運転免許証の写し、マイナンバーカードの写しまたはパスポートの写しのいずれかを選択
- ・法人の場合 商業・法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書のいずれか）の写しおよび印鑑証明書の写し

※マイナンバーカードの写しを添付する場合、表面のみを提出すること。

※添付書類は、いずれも公告日から 90 日以内に発行されたものまたは有効期限内のものとしします。

※不動産の売却については、所定の誓約書および承諾書も提出してください。

※複数の物件について申込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類は 1 通のみ提出してください。

※提出された申込書および添付書類一式は、理由の如何、落札の有無にかかわらず返却しません。

- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になることまたは公有財産売却の全体が中止になることがあります。
- (7) 消費税が必要な物件の場合、入札公告および入札説明書などの予定価格に含まれています。したがって、落札金額が契約金額となります。
- (8) 加東市は、契約の相手方が上記第 1 章の 1 公有財産売却の参加条件(2)に該当するか否かについて、上記(5)のイ参加申込み（本申込み）の際に提出された申込書および添付書類を管轄警察署など関係機関への照会などに利用することがあります。
- (9) 上記(8)で得た情報を、加東市は他の業務において暴力団を排除するために利用し、または他の実施機関（加東市個人情報保護条例（平成 18 年加東市条例第 17 号）第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう）に提供する場合があります。

（不動産の場合）

- (1) 物件により現地内覧を行いますので、物件詳細画面からご確認ください。その他の物件は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面などにより現地を事前に確認してください。

（動産の場合）

- (1) 現物の下見会については、それぞれの物件詳細画面に記載してありますので確認してください。
- (2) 売払物件が自動車の場合は、再資源化預託金（通称：リサイクル料金）が別途必要です。

3 用途の制限

売払物件については、契約書において以下の制限が付されますので、ご注意ください。

- (1) 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員および同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供してはならないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途に供してはならないこと。
- (3) 破壊活動防止法に基づく破壊的団体などがその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供してはならないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供してはならないこと。
- (5) 売払物件の所有権を第三者に移転する場合または第三者に使用させる場合、上記(1)から(4)までの使用の禁止を書面により義務付け、遵守させること。

4 売払物件の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかわる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など加東市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(不動産の場合)

- (1) 加東市は、売払代金の全額納付確認後、落札者の請求に基づき、所有権移転の登記を関係機関に嘱託します。
- (2) 売払物件が不動産の場合、土壌調査およびアスベスト調査、地耐力調査および埋設物調査などは行っていません。また、開発、建築などに当たっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）および条例などの法令により規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

(動産・自動車の場合)

- (1) 公有財産が動産、自動車などである場合、公有財産の引渡を売却代金納付時の現状有姿で行います。
- (2) 公有財産が自動車の場合、引渡しに際して、当該自動車の一時抹消を行いますので、落札者において車検検査、登録などの手続きが必要になります。

5 個人情報の取り扱いについて

- (1) 参加者（代理人による手続をされた方は、当該代理人となります）は、以下の全てに同意するものとします。

- ア 公有財産売却の参加申込みを行う際に、印鑑登録証明書に記載の住所、氏名など（参加者が法人の場合は、印鑑証明書に記載されている所在地、名称および代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
- イ 入札者の公有財産売却の参加者情報および KSI 官公庁オークションログイン ID に登録されているメールアドレスを加東市に開示され、かつ、加東市がこれらの情報を加東市文書取扱規程（平成 18 年加東市訓令第 5 号）などに基づき保管すること。
- ※加東市から公有財産売却の参加者に対し、KSI 官公庁オークションログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
- ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者の KSI 官公庁オークションログイン ID に紐づく会員識別番号を加東市が売却システム上において一定期間公開すること。
- エ 加東市が収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的としてのみ利用すること。
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転登記などの権利移転登記を行うことができません。

6 代理人による参加について

インターネット公有財産売却では、代理人に入札参加の手続きをさせることができます。代理人には、少なくとも入札参加申込み、入札保証金の納付および返還にかかわる受領、入札並びにこれらに附随する事務を委任することとします。

(1) 代理人の資格

代理人は、第 1 章の 1 公有財産売却の参加条件を満たさなければなりません。

(2) 代理人による手続き

ア 代理人に公有財産売却の手続きをさせる場合は、代理人の KSI 官公庁オークションログイン ID により、代理人が公有財産売却の参加申込みおよび入札などを行ってください。

イ 代理人に公有財産売却の手続きをさせる場合は、参加者が第 1 章の 2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項(5)のイ参加申込み（本申込み）に規定された添付書類のほかに、委任状並びに代理人の住民票抄本および印鑑登録証明書（代理人が法人の場合は、商業・法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書のいずれか）および印鑑証明書）を併せて加東市に提出してください。

※原則として、申込期限までに加東市が委任状などの提出を確認できない場合は、入札を行うことができません。また、当該参加者以外の方から同受任者の委任状などが提出されても、入札を行うことができません。

ウ 代理人による公有財産売却の参加の申込み手続きおよび入札手続きの詳細については、

第2章 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付についておよび第3章 入札形式で行う公有財産売却の手続きをご覧ください。

7 共同入札について

1つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいますが、加東市の公有財産売却では、共同入札はできません。

第2章 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できた KSI 官公庁オークションログイン ID でのみ入札できます。

1 公有財産等売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、印鑑登録証明書に記載されている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、印鑑証明書に記載されている所在地、名称および代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

※法人で公有財産売却の参加申込みをする場合は、法人代表者名で KSI 官公庁オークションログイン ID を取得する必要があります。

※代理人に参加手続きをさせる場合（法人が法人代表者以外の人に手続きをさせる場合も含む）には、その人を代理人とする委任状の提出が必要となります。なお、この場合には、代理人の KSI 官公庁オークションログイン ID により、代理人が参加手続きを行ってください。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、加東市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売払物件ごとに必要です。

入札保証金の納付方法は、売払物件により異なり、「クレジットカードによる納付」または「銀行振込による納付」のいずれかとなりますので、公有財産売却システム上の物件詳細画面で指定されている方法で納付してください。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによ

る入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を **SB ペイメントサービス株式会社** に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を **SB ペイメントサービス株式会社** に提供することに同意するものとします。

※**VISA**、**マスターカード**、**JCB**、**ダイナースカード**および**アメリカンエクスプレスカード**の各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)

※法人で公有財産売却に参加する場合、法人名で取得した **KSI 官公庁オークションログイン ID** で公有財産売却の参加申込みを行います。当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ 銀行振込による納付

銀行振込で入札保証金を納付する場合は、売却システムの売払物件詳細画面から公有財産売却の参加仮申込みを行った後、加東市のホームページから申込書を印刷し、必要事項を記載・押印し、必要書類を添付のうえ、加東市に送付し、または持参してください。(郵送の場合は申込締切日必着) 申込書類確認後、申込書類に記載されている連絡先に入札保証金口座を通知いたしますので入札が開始される 2 開庁日前までに入札保証金を振り込んでください。なお、振込手数料は、参加者の負担となります。

※入札保証金には利息を付しません。

※原則として、入札開始 2 開庁日前までに加東市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札に参加することができません。なお、加東市が納付を確認できるまで 1 週間程度要することがあります。

(3) 入札保証金の没収

落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに加東市の定める契約を締結しない場合(落札後、入札参加資格がない者であることが判明し、失格したときを含む)は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、契約締結と同時に、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。また、契約保証金の全額は、売払代金の一部に充当します。

第 3 章 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、

一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了した **KSI 官公庁オークションログイン ID** でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加資格がない者のした入札

イ 入札者またはその代理人が同一事項について2回以上した入札またはこれらの者がさらに他の者を代理してした入札

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札

エ 入札保証金が納付されていない入札または入札保証金の額が所定の額に達していない入札

オ 上記アからエまでに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後加東市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の **KSI 官公庁オークションログイン ID** に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者の **KSI 官公庁オークションログイン ID** に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 加東市から落札者への連絡

落札者には、加東市から入札終了後、あらかじめ **KSI 官公庁オークションログイン ID** で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

※加東市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、契約締結期限までに契約の締結ができない場合または加東市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるかを問わず、入札保証金（または契約保証金）は返還しません。

※当該電子メールに表示されている整理番号は、加東市に連絡する際や加東市に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

加東市は、落札後、落札者に対し電子メールで契約締結に関する案内を行い、郵送で契約書及び納付書を送付します。契約の際には、売払代金から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金を含む）を差し引いた金額を納付書又は加東市がお知らせする振込先口座に納付してください。

ア 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で 18 歳未満であるなど公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

(3) 市議会の議決に付すべき契約について

予定価格 2,000 万円以上の不動産または動産の売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものにかかわるものに限る）に該当する物件は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定及び加東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年加東市条例第 46 号）の規定により、加東市議会の議決に付することになります。上記に該当する物件を落札した落札者は、加東市の指定する期日までに売買契約を仮契約で締結しますが、加東市議会で議決された場合、本契約に移行することになります。なお、加東市議会で議決を得られなかった場合、当該契約は無効になります。また、落札者はこのことに伴う損害について加東市に対して損害賠償などの請求その他一切の異議申し立てをすることはできません。この場合、納付済の売払代金（落札者の納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金を含む））は、全額返還します。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金を含む）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに加東市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに加東市が納付を確認できることが必要です。

ア 銀行振込による納付

イ 納付書による納付

5 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後に全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

ア クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 銀行振込による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求書）名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第 4 章 公有財産売却の財産の権利移転および引渡しについて

加東市は、落札後、落札者と契約を交わします。（第 3 章の 3(1)落札者に対する売却の決定参照）

加東市が売払代金の残金の納付の確認をした後、不動産については落札者の請求に基づいて加東市が不動産所有権移転登記を行います。また、自動車については落札者が自動車登録手続

きを行ってください。

不動産を除く公有財産の引渡しは、原則として、加東市が指定する場所での直接引渡しのみとします。

1 権利移転および手続きについて

(不動産)

- (1) 契約の際には加東市から売買契約書を送付しますので、落札者は、必要事項を記入・押印（印鑑登録証明印）後、契約期限までに以下の書類を添付のうえ、加東市に送付、または持参してください。

- ・個人の場合 身分証明書（本籍地の市区町村で発行しています）
登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書
- ・法人の場合 商業・法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書のいずれか）
登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書

※添付書類は、いずれも公告日から 90 日以内に発行されたものとします。

売払代金の残金納付確認後、不動産の所有権移転登記および物件の引渡しを行います。

- (2) 公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転し、加東市において登記手続きを関係機関に嘱託します。なお、落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (3) 所有権移転の登記が完了するまで、売払代金の残金納付確認後、1 箇月半程度の期間を要することがあります。
- (4) 所有権の移転登記手続きが完了した後、現地立会いのうえ、引渡時の現状で土地を引き渡します。

(動産)

- (1) 契約の際には加東市から売買契約書または請書を送付しますので、落札者は、必要事項を記入・押印（印鑑登録証明印）後、売払物件ごとに加東市が指定する書類を添付のうえ、加東市に送付し、または持参してください。

2 注意事項

- (1) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、全て落札者自身で行ってください。
- (2) 財産の引渡しは、現状有姿で行いますので、必ず事前に売却物件を確認してください。
- (3) 越境物に関する隣接土地所有者との協議、電柱などの移設などについては、全て落札者において行ってください。

3 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

(不動産)

- (1) 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者の負担となります。

(動産)

- (1) 動産の引渡しは、売払代金納付完了時の現状有姿で行います。
- (2) 引渡しは、原則として加東市が指定する場所で直接引渡しにて行います。引渡しの際は、落札者の本人確認のため、次のアからウまでに掲げる物を持参してください。

ア 身分証明書

運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど官公署発行の住所および氏名が明記された本人の写真が添付されている本人確認書類（落札者が法人の場合は、代表者のもの）を持参してください。

イ KSI 官公庁オークションから落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの

ウ 印鑑（印鑑登録証明書印）

※代理人が財産の引渡しを受ける場合は、上記アからウまでのほかに、委任状および代理人の印鑑登録証明書を提出してください。（法人従業員が引渡しを受ける場合もその従業員が代理人となります）

- (3) 一度引渡しされた財産は、いかなる理由があっても返品および交換はできません。

(自動車)

- (1) 引渡し時に移転登録に必要な書類をお渡しします。譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。
- (2) 所有権移転の手続きにかかる費用は落札者の負担となります。

第5章 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

- (1) 公有財産売却の参加申込期間中

売却システムに不具合などが生じたために次の状態となった場合は、公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申込受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申込受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申込受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申込受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

- (2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために次の状態となった場合は、公有財産売却の手

続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために次の状態となった場合は、公有財産売却の続きを中止することがあります。

ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合で、くじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 1 箇月程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 1 箇月程度要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、加東市は損害の種類および程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、加東市は損害の種類および程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、加東市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、加東市は損害の種類および程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名

義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、加東市は損害の種類および程度にかかわらず責任を負いません。

- (6) 公有財産売却の参加者などが発信または受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類および程度にかかわらず、加東市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身の KSI 官公庁オークションログイン ID およびパスワードなどを紛失し、または KSI 官公庁オークションログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類および程度にかかわらず加東市は責任を負いません。

4 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれがある行為をすること。

5 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

6 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字 (JIS (工場標準化法 (昭和 24 年法律 185 号) 第 17 条第 1 項の日本工業規格) X0208 をいいます) であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

7 公有財産売却の参加申込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

8 リンクの制限など

加東市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、加東市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、加東市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、加東市に無断で転載・転用することは一切できません。

9 その他

官公庁オークションに掲載されている情報で、加東市が掲載したものでない情報については、加東市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

第6章 インターネット公有財産売却における個人情報について

加東市が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は加東市になります。

第7章 加東市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

加東市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、加東市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

第8章 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

加東市役所 総務財政部 管財課（庁舎4階）

〒673-1493

兵庫県加東市社50番地

電話番号 0795-43-0413（直通）